

石岡市原木しいたけ生産者登録実施要領

(目的)

第1条 この実施要領は、平成23年3月11日における東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により放射性物質の被害にあった市内産原木しいたけについて、「放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理に関するチェックシート（平成25年9月19日付・平成26年8月1日改正：茨城県農林水産部林政課）」（以下「県チェックシート」という。）に即した栽培管理を行う生産者及びロットを登録し、安全が確認された市内産原木しいたけのみが出荷及び販売される体制を整備することにより、安全安心な市内産原木しいたけの流通を図ることを目的とする。

(登録の要件)

第2条 登録できる生産者は、次に掲げる要件をすべて満たすと認められる生産者とする。

- (1) 県の出荷自粛の解除を希望し、出荷及び販売を目的として原木しいたけを市内で生産していること。
- (2) 県チェックシートに即し、適正に原木しいたけを生産していること。
- (3) 1キログラムあたり50ベクレルを超える放射性セシウムを含む原木及びほだ木がほだ場に存在しないこと。ただし、適正に保管している場合はこの限りでない。
- (4) 出荷及び販売可能な原木しいたけ生産者（以下「登録生産者」という。）として情報公開（市及び市が通知した関係機関によるものを含む。）されることに同意していること。
- (5) 登録された情報に変更が生じた場合は、速やかに市長へ届け出ることに同意していること。
- (6) 登録されたロット以外の原木しいたけを出荷及び販売しないことに同意していること。
- (7) 登録申請書及び登録変更届に記載した出荷先以外に原木しいたけを出荷しないことに同意していること。

(登録の申請)

第3条 登録を受けようとする生産者（以下「登録希望生産者」という。）は、原木しいたけ生産者登録申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 各ロットにおける県チェックシートの写し
- (2) 原木しいたけ生産者登録に係る同意書（別記第2号様式）
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(審査)

第4条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、第2条各号の要件に適合しているかを審査するものとする。

2 市長は、第2条第2号の実施状況の確認を茨城県とともに実施する。

(登録等)

第5条 市長は、審査により登録が可能であると認めるときは、登録希望生産者を登録生産者として原木しいたけ生産者登録台帳（別記第3号様式）（以下「台帳」という。）に登録する。

2 市長は、前項の規定により台帳に登録したときは、原木しいたけ生産者登録証（別記第4号様式）（以下「登録証」という。）を登録生産者に交付する。

3 登録証の有効期限は、登録した日から起算して1年を経過した日の属する年度末とする。

4 市長は、第1項の規定により台帳に登録したときは、登録生産者の情報を市ホームページに掲載するとともに、茨城県知事および生産者の出荷先に通知するものとする。

(登録の変更)

第6条 登録生産者は、登録した内容に変更が生じたときは、原木しいたけ登録変更届（別記第5号様式）に登録証及びその他市長が必要と認める書類を添えて速やかに市長に届け出なければならない。

2 登録生産者は、前項の届出がロットの追加による場合は、その追加分について、第3条に掲げる添付書類を添え、第4条の審査を受けるものとする。

3 市長は、第1項の届出の内容が第2条各号の要件に適合していると認めるときは、台帳の記載事項を変更するとともに、記載事項を変更した登録証を新たに交付する。

(登録の更新)

第7条 登録証の有効期限の満了後も、引き続き出荷及び販売を目的として原木しいたけの生産を行おうとする登録生産者は、原木しいたけ登録更新届（別記第6号様式）に登録証を添えて、当該年度の2月15日から3月16日までの間に市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出を受理したときは、台帳の有効期限を更新するとともに、更新した登録証を速やかに新たに交付する。

3 前項の有効期限は、第5条第3項について準用する。

(登録の取消し)

第8条 市長は、登録生産者が次に掲げる事項のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消すことができる。

(1) 第2条各号の要件に適合しなくなったとき。

- (2) 登録証を不正に使用したとき。
 - (3) その他市長が登録生産者として不相当と認めたとき。
- 2 登録生産者は、前項の規定により登録の取り消しを受けたときは、速やかに登録証を市長に返納しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定により登録を取り消したときは、当該登録者の情報を市ホームページから削除するとともに、当該生産者の出荷先へ通知するものとする。

(市場等への要請)

第9条 市長は、安全性が確認されていない市内産原木しいたけの流通を防止するため、登録生産者のお荷先を含む卸売市場、農協、直売所等（以下市場等という）に対し、登録生産者以外が生産した市内産原木しいたけを入荷しないよう要請するものとする。

(登録生産者の責務)

第10条 登録生産者は、市内産原木しいたけを出荷しようとするときは、出荷物に住所氏名を表示するとともに、出荷先に登録証の写しを提出しなければならない。

- 2 登録生産者は、市内産原木しいたけを直接販売しようとするときは、販売物に住所氏名を表示するとともに、販売場所において登録証の写しを掲示しなければならない。
- 3 登録生産者は、出荷制限指示等の解除を受けたロットの登録後も、引き続き県チェックシートに沿った栽培管理を徹底し、ロット毎に出荷前の原木しいたけの放射性物質検査を実施しなければならない。

(市場等の責務)

第11条 市場等は、市内産原木しいたけを入荷するときは、登録生産者から提出された登録証及び市・県のホームページに掲載された登録生産者の情報をもとに、入荷の可否を確認しなければならない。

- 2 市場等は、市からの登録を受けていない生産者であることが判明した場合は、市長に報告しなければならない。

(栽培管理指導)

第12条 市長は、茨城県と連携し、登録生産者に対し必要に応じ栽培管理実施状況の確認をおこない、必要な指導をおこなうものとする。

(補則)

第13条 この実施要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この実施要領は、5月1日から施行する。

別 記

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

（宛先）石岡市長 殿

生産者 住 所
氏 名
電話番号

印

原木しいたけ生産者登録申請書

下記のとおり、県チェックシートに基づき適正に生産した原木しいたけを出荷及び販売したいので、石岡市原木しいたけ生産者登録実施要領第3条の規定により申請します。

記

1 放射性物質検査結果

ほだ場所在地（石岡市 ）

生産種別（ 栽培）

ロット 番 号	ほだ木本数 (本)	植菌年度	原木産地	分析値 (Bq/kg)	結 果 判明日

2 出荷先

所在地	名称

3 添付書類

- (1) 原木等の各ロットにおける県栽培管理チェックシートの写し
- (2) 原木しいたけ生産者登録に係る同意書（別記第2号様式）
- (3) その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第3条関係）

年 月 日

（宛先）石岡市長 殿

生産者 住 所
氏 名
電話番号

印

原木しいたけ生産者登録に係る同意書

- 1 石岡市原木しいたけ生産者登録実施要領（以下「実施要領」という。）第5条の規定により登録される生産者情報（以下「登録情報」という。）について、市長及び市長が通知した関係機関が公開することに同意します。
- 2 登録情報に変更が生じた場合は、同実施要領第6条の規定により、必要書類を添えて速やかに市長へ届け出ること同意します。
- 3 申請書または変更届に登録されたロット以外の原木しいたけを出荷及び販売しないことに同意します。
- 4 申請書または変更届に記載した出荷先以外に原木しいたけを出荷しないことに同意します。

第3号様式（第5条関係）

石岡市 原木しいたけ生産者登録台帳

(No.)

生産者	氏名				電話番号			
	住所							
ほだ場所在地								
生産種別								
ロット番号	ほだ木				原木しいたけ			備考
	本数	植菌年度	原木産地	分析値(Bq/kg) &結果判明日	分析値(Bq/kg) &結果判明日			
出荷先								
所在地				名称				
登録年月日				更新年月日			変更年月日	

第4号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

石岡市長

印

原木しいたけ生産者登録証

あなたは、下記のとおり出荷及び販売可能な生産者として石岡市原木しいたけ生産者登録実施要領第5条第1項の規定により登録された生産者であり、以下に示すロット番号のものを出荷及び販売可能な原木しいたけとして登録したことを証します。

記

生産者住所	
生産者氏名	
生産種別	露地栽培 ・ 施設栽培
登録ロット番号	

登録日 年 月 日

登録証有効期限 年 月 日

（宛先）石岡市長 殿

生産者 住 所

氏 名

㊟

電話番号

原木しいたけ生産者登録変更届

石岡市原木しいたけ生産者登録実施要領第5条第1項の規定により登録された生産者情報について、下記のとおり（変更・ロットの追加・廃止）したく、同要領第6条の規定により届け出ます。

記

1 放射性物質検査結果

ほだ場所在地（石岡市 ）

生産種別（ 栽培）

ロット 番 号	ほだ木本数 (本)	植菌年度	原木産地	分析値 (Bq/kg)	結 果 判明日	追加又は 廃止

※廃止の場合は、植菌年度から結果判明日までの記載は不要

2 出荷先

所在地	名称

3 添付書類

(1) 原木しいたけ生産者登録証（別記第4号様式）

(2) その他市長が必要と認める書類

注 当該変更がロットの追加による場合は、その追加分について、同要領第3条に掲げる添付書類を添え、第4条の審査を受けるものとする。

第6号様式（第7条関係）

年 月 日

（宛先）石岡市長 殿

生産者 住 所
氏 名
電話番号

㊟

原木しいたけ生産者登録更新届

石岡市原木しいたけ生産者登録実施要領（以下「実施要領」という。）第5条第2項の規定により交付された登録証について、有効期限を更新したく、実施要領第7条第1項の規定により届け出ます。

記

1 登録証の内容

登録証有効期限	
生産者住所	
生産者氏名	
生産種別	露地栽培 ・ 施設栽培
登録ロット番号	

2 添付書類

原木しいたけ生産者登録証（別記第4号様式）